

学校法人龍谷大学役員等の報酬等支給基準

令和元年12月20日

(趣旨)

第1条 この基準は、学校法人龍谷大学寄附行為第11条及び第20条に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 法人 学校法人龍谷大学をいう。
- (2) 役員等 理事及び監事並びに評議員をいう。
- (3) 常勤の役員等 理事及び評議員のうち、法人が設置する学校を主たる勤務場所とする者をいう。
- (4) 非常勤の役員等 役員等のうち、常勤の役員等以外の者をいう。
- (5) 報酬等 会議出席に係る慰労金及び役員等の職務執行に必要な手当をいう。ここで規定する報酬等には、法人が定める給与規程等に基づくものは含まない。
- (6) 旅費 役員等としての職務執行に伴い生じる交通費及び宿泊料をいう。

(報酬等・旅費の支給対象)

第3条 役員等への報酬等及び旅費の支給は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 常勤の役員等 支給しない。
 - (2) 非常勤の役員等 支給する。
- 2 前項第2号の規定にかかわらず、評議員を兼務する理事については、評議員としての報酬等は支給しない。

(報酬等の額)

第4条 非常勤の役員等に対する報酬等の額は、別表に定める。

(報酬等の支給時期)

第5条 非常勤の役員等に対する報酬等について、理事会、評議員会、職務執行に伴う会議等（以下「会議等」という。）への出席に係る慰労金は、出席の都度支給し、職務執行に必要な手当は、年度末に支給する。

(旅費)

第6条 非常勤の役員等に対し、会議等の出席に伴う交通費として、居住地から大学までの往復交通費（グリーン車料金含む）を実費で支給する。

2 京阪神近郊及び滋賀県以外に居住する非常勤の役員等が、会議等の出席にあたって、宿泊が必要と理事長が判断した場合は、宿泊料として1泊10,000円（東京都内に宿泊する場合は12,000円）を支給する。

(報酬等の日割り計算)

第7条 年度中に役員等の就任又は退任が発生した場合は、年間の在任日数に応じて、日割計算によって報酬等の額を算出する。

2 前項の算出にあたって、計算金額に1円未満の端数が生じたときは、これを四捨五入する。

(公表)

第8条 法人は、この基準を、私立学校法第63条の2第4号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第9条 この基準の改廃は、評議員会の議を経て、理事会において決定する。

(事務)

第10条 この基準に伴う事務は、法人事務室が行う。

付 則

1 この基準は、令和2年4月1日から施行する。

2 この基準の施行に伴い、学校法人龍谷大学役員及び評議員に対する必要経費等の支給基準（平成31年4月25日制定）は廃止する。

別表 非常勤の役員等の報酬等（第4条関係）

(1) 理事長

(税込)

理事会等の会議出席慰労金	10,315円（日額）
職務執行に必要な手当	416,200円（年額）

(2) 理事

(税込)

理事会等の会議出席慰労金	10,315円（日額）
--------------	-------------

職務執行に必要な手当	124,700円 (年額)
------------	---------------

(3) 監事

(税込)

監事監査等の会議出席慰労金	10,315円 (日額)
職務執行に必要な手当	124,700円 (年額)

(4) 評議員

(税込)

評議員会等の会議出席慰労金	10,315円 (日額)
職務執行に必要な手当	82,474円 (年額)